



# 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

市庁舎の利用者増加および屋外環境整備工事に伴い、市役所駐車場が混雑しております。

市役所または中央市民サービスセンターへは、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせてお越しくくださるようお願いいたします。

## 市・県民税の納税通知書を6月9日(金)に発送



平成29年度の市・県民税の納税通知書を6月9日(金)にお送りします。また、給与から市・県民税が引き落とされるかたの税額通知書は、5月19日(金)に勤務先へお送りします。

今年度の市・県民税の申告(平成28年中の所得など)がまだ済んでいないかたは、市民税課(市役所2階)へお越しください。申告の際は、印鑑、源泉徴収票、健康保険料や医療費の領収書、生命保険

地震保険の控除証明書、個人番号(マイナンバー)カードなどが必要です。

ただし、税務署へ所得税の確定申告をしたかたは、改めて市・県民税申告の必要はありません。

●問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(888)5476

## 平成28年中の所得に関する証明書を交付します

平成29年度(平成28年中)の収入、所得などに関する(所得・課税証明書)を、市・県民税がすべて給与から引き落としされるかたには5月19日(金)から、その他のかたには6月9日(金)から交付します。

交付窓口▶市民課(市役所1階)、市民税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

交付に必要なもの▶運転免許証など、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認ができるものなどを窓口へお持ちください(代理請求は委任状も必要です)

●問い合わせ 市民税課庶務担当 ☎(888)5473

## 松くい虫防除薬を無料で差し上げます

アカマツやクロマツへの松くい虫被害を防止するため、次の要件

を満たし、共同防除を実施する町内会へ薬剤を差し上げます。

●薬剤の配布要件  
・松の樹高が10m以上で本数が30本以上、またはこれと同等以上のまとまりがあり、地域住民の同意が得られていること

・散布機械があり、6月中旬から7月上旬までに散布できること  
申し込み▶5月22日(月)から29日(月)までの平日に、農地森林整備課 ☎(888)5741

## アメシロは早めの防除が肝心です

アメリカシロヒトリ(アメシロ)の幼虫を見つけたら、薬剤散布などで早期防除に努めましょう。

アメリカシロヒトリ防除室では、高枝切りばさみや噴霧器(集団防除を行う場合は薬剤付き)、空き地の除草のための草刈り機を無料で貸し出します。事前に電話で貸出機材の有無をご確認のうえ、お申し込みください。

貸出期間▶10月6日(金)まで  
貸出場所▶各施設へ直接ご連絡を

- ▶東部市民SC ☎(853)1039
- ▶西部市民SC ☎(888)8080
- ▶南部市民SC ☎(838)1212
- ▶北部市民SC ☎(845)2261
- ▶河辺市民SC ☎(882)5161
- ▶雄和市民SC ☎(886)5570

▶仁井田堰土地改良区 ☎(839)2504

▶御所野総合公園管理事務所 ☎(826)0620

▶地域センター

金足 ☎(873)2111

上新城 ☎(870)2845

外旭川 ☎(868)1500

▶地区コミュニティセンター

下新城 ☎(873)2112

將軍野 ☎(845)1408

上北手 ☎(839)2522

勝平 ☎(862)1618

豊岩 ☎(828)2135

●問い合わせ アメリカシロヒトリ防除室 ☎(823)3061

## マイナンバー制度出前講座を、活用ください

今秋から本格運用予定の「マイナンバー」(マイナンバー)の個人向けサービスなど、マイナンバー制度を紹介する出前講座の開催や各種イベントに職員を派遣します。

派遣費用は無料ですが、会場の利用料などは各団体でご負担ください。市ホームページから電子申請もできます。

対象▶おおむね20人以上の団体

開催日時▶平日の午前10時～午後

8時(最終開始時刻は午後7時)

●問い合わせ

情報統計課 ☎(888)5485

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



ごみゼロの日 環境の日  
**5月30日**▼**6月5日**  
**全国ごみ不法投棄**  
**監視ウィーク**

不法投棄をさせない環境づくりを進めるため、全国一斉に不法投棄対策に取り組みます。市では、不法投棄防止の啓発や監視パトロールなどを強化します。

市民一人一人が地域に関心を持ち、不法投棄に目を光らせることで、住みよい生活環境を保つていきましょう。

●不法投棄を発見したら廃棄物対策課へ。☎(8888)5713

**みんなで取り組もう！  
 地球温暖化防止活動**

**あきエコどんどんプロジェクト**

スマートフォンアプリを利用して、楽しく温暖化防止活動に参加できる制度です。

店舗でのレジ袋辞退や省エネグッズの実践、環境イベントへの参加などの環境配慮行動がポイントになり、その累積ポイントに応じて抽選が行えて景品と交換できる仕組みです。実施期間は来年3月31日(土)まで。アプリのダウンロードなど詳しくは、環境総務課ホームページをご覧ください。

アプリのダウンロードはこちら



**アサガオで緑のカーテン**

この夏も、直射日光の当たる窓を植物で覆う「緑のカーテン」で室内の温度上昇を抑え、暑さを和らげませんか。冷房の使用を控えることで電気使用量を節約し、温室効果ガスも削減できます。

5月23日(火)から次の施設で、アサガオの種を配布しますので、ご自由にお持ち帰りください(種がなくなり次第終了)。

なお、今年も緑のカーテン写真コンテストを開催します。詳しくはお問い合わせください。

**アサガオの種を置いている施設**

環境総務課(市役所3階)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC、各市立図書館、八橋・飯島・大森山の各老人いきいの家、自然科学学習館(アルヴェ4・5階)

●問い合わせ

環境総務課 ☎(8888)5704

**まちあかり・ふれあい  
 推進事業助成金を交付**

①町内自治活動助成金

町内会の自治活動の振興と運営費の軽減を図ることが目的です。

助成額

均等割：1町内あたり1万5千円

世帯割：1世帯あたり100円

施設分：町内集会所1施設あたり5千円。ただし、同一集会所

を複数の町内会で利用する場合、主として管理している町内会のみに助成します

②防犯灯電気料助成金

町内会が負担している防犯灯の4月分の電気料を基準に助成します(市の予算内での助成)。

申請方法：各町内会長あてに申請書などを送付しますので、必要事項を記入し、6月20日(火)までに、次の申請場所に提出してください

申請場所(平日のみ)：生活総務課

(市役所1階)、各市民SC(中央を除く)、岩見三内・大正寺の各連絡所、各地域センター

●問い合わせ

生活総務課 ☎(8888)5625

**土砂災害の恐れがある  
 区域からの移転に補助**

土砂災害の恐れがある区域から、安全な場所へ移転する際の費用の一部を補助します。平成29年度内に完了するものが対象です。申請期限は12月28日(木)。申請前に事前協議が必要です。

対象住宅

次の区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅

①「秋田市災害危険区域に関する条例」の第2条で指定した区域

②「秋田県建築基準条例」の第2条

で指定した区域および第4条で建築が制限される区域

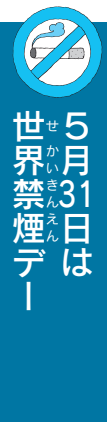
③土砂災害特別警戒区域補助限度額

・危険住宅の除却費(取り壊しなど)など：1戸あたり80万2千円

・危険住宅に代わる住宅の建設または購入費(借入金利子相当額)：1戸あたり415万円(建物319万円、土地96万円)

●問い合わせ

住宅整備課 ☎(8888)5770



毎年5月31日は、世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」で、日本では5月31日～6月6日を「禁煙週間」としています。

喫煙は、がんをはじめ循環器疾患や呼吸器疾患、COPD(慢性閉塞性肺疾患)の原因になるだけでなく、妊娠や出産などにも悪影響を及ぼします。さらに、周囲の健康への影響も非常に大きいため、健康増進法により受動喫煙の防止が定められています。

この機会に改めて「たばこ健康」について考えてみませんか。また、受動喫煙防止にもご協力をお願いします。

●問い合わせ

保健予防課 ☎(8833)1178